タイ国の奨励産業の動向

野中耕

はじめに

タイ国は1961年1月より1961年~66年にわたる 第1次6ヵ年間発計画を発表し、それを実施中で ある。その目的と方針は 国民所得の増加率の上昇 をはじめ、 農業の生産性の向上と生産量の増大, 森林の保護、運輸交通事業の改善と迅速化、電力 等公益事業の着実な実施、 商業部門の整備, 公共 保健部門の 充実など多岐にわたる綜合的なもので ある。さらに工業部門に対する方策は、とくに国 産原料品を主として使用する工業, あるいは国内 で多く需要される消費物資の 製造工業部門におけ る民間の投資を促進するというものであって、 そ のために政府は産業投資奨励法を公布し、 国営企 業の新規設立および民間産業の国有化はしない旨 を明言するとともに、 奨励産業に対しては、特別 の保護と援助を与えている。 このほか, 産業の実 態と技術上の知識を公開するための 工業センター の設立, 便利な交通運輸施設 その他の関連施設を もった工業用地の提供, 工業開発のための低利融 資の機関としての 産業金融公社の設置など関係各 省の協力によって 民間産業を育成しようとしてい る。

以上開発計画における 工業化政策を概観する に、大別してふたつの大きな特徴を見出すことが できる。

すなわち, 工業化政策推進の母体は国内外の民

間人にゆだね、政府はそれに対してただ優遇措置をはかり、関連部門の整備をはるかに過ぎないという点。さらに工業化の方向としては国内市場にささえられた軽工業化に重点を置く、という2点である。

このような国内外の 民間人のイニシアティヴに よる開発方式は,

- (1) 国内における産業資本家の育成, すなわち 国内における内発的な資本蓄積への拍車, (退蔵貨幣の資本化も含む)
 - (2) 海外への逃避資本の定着化,
 - (3) 外国資本の導入。

の3面において国内の資本形成を促進するものと 思われる。

したがって 奨励法の成否——ひいてはタイ国の 工業化の成否は、この3万向からの資本形成がい かに促進されるかに かかっているといってよい。

以下本論に入る前にこのような開発方式をおし 進める場合に考えねばならない 基本的な問題につ いて簡単にふれておこう。

それは一口にいえば、経済循環の国内均衡と国際均衡をいかに維持するかという問題と外資導入の国民経済に与える影響のいかんである。

生産が社会的に行なわれる場合には、いうまでもなく一方に資本および 労働の生産要因市場と, 他方に生産物の販売市場とが成立して、これらは ひとつの経済循環の中で 完結していなければなら ない。 もちろんこれら諸市場の成立の度合いは, 経済の発達もしくは資本の蓄積段階によって 規定 されている。

奨励産業はどのようにして 上記諸市場を編成組織しながら経済の循環構造に 自己を組み入れて行くであろうか。

上記の労働,資本,生産物販売のどれもが生産 活動に欠くべからざるものであるが, とりわけ生 産物販売市場の獲得のいかんが奨励産業の死命を 御するといってよいであろう。

この販路の問題が次の国際均衡の問題につながってくる。というのは、奨励産業は国際競争力を持つことは早急には望めないから、当然市場を国内に求めることとなるが、このことは、1企業にとっては単に国内の既存産業や先進諸国の産業との競争の問題に過ぎないが、1国全体にとっては、国際収支の問題となるからである。

それは奨励産業がいかに 国内の資源開発に重点 を置くとはいえ、 実際には機械・装置・工場建設 資材を含めて、 かなりの原材料を輸入せざるをえ ないという事情から生じる。 したがって外国援助 や借款を除外して考えれば、 この問題を解決する ためにはどうしても、

- (1) 奨励産業が国際競争力をつけること,
- (2) その他の輸出生産物を生産すること, によらざるをえない。

後者は、世界の需要に見合った方向への農業の 多様化、とくに米以外の商品作物への転換によっ て可能であろう。

前者は、ひとつには低廉豊富な労働力を用いることによって、またひとつには生産性の高い資本設備を用いることによって可能であるが、この場合には必然的に外国資本、とくに合弁事業の形態による資本の流入となってあらわれるであろう。

最後に、国内外の均衡が維持された場合に考え ねばならない問題は、とくにこの開発方式が国内 において蓄積された資本よりも、実際上は外国か らの資本に大きく頼らざるをえないという点であ る。

国家の手厚い保護によって育成されるこれらの 奨励産業の利潤は、後述するように自由に本国へ の送金を認められている。したがって極端な場合 には、タイ国で生み出された剰余価値はすべて国 外へ持ち出されるという可能性もある。その場合 に開発計画は、国民大衆にどういう意味を持って くるのであろうか。

ところで、このレポートは上述の問題すべてに答えを出そうとするものではない。 奨励法は後述するように、1954年に最初のものが出されて以来、すでに足かけ10年に達しようとしているが、 操業を開始しているものはそのうちわずかであり、 多数のものは目下建設中のものであったり、 あるいは建設にこれから 着手しようというものである。したがってこれらに対する解答は今後数年を待たなければ下せないであろうが、 目下手もとにある資料を整理して、まとめておくことは今後の参考資料にもなるという意味あいから、 あえて提出することにした(註1)。

以下示すように、全体は3節から成っている。 第1節、第2節では、今次改正にいたる経緯と今 次改正の主要点という形でまとめ、奨励法の内容 を理解する材料とした。第3節は奨励産業の動向 という形でまとめたが、資料の関係で残念ながら 最近の動きは握めなかった。いずれ資料がととの いしだい、稿を改めて発表したい。

(注1) このレポートは、昭和37年度の産業構造委員会の成果の一部として、今年の1月に部内で発表したものであるが、その後2、3の新しい資料を入手したので若干書き改めて参考に資することにした。

I 今次改正にいたる経緯

1962年2月9日に産業投資奨励法が改正されたが、これは1954年に初めて公布された産業奨励法から数えて、第4回目のものである。すなわち、諸産業投資奨励法は、

第1回 1954年10月4日

Act on the Promotion of Industries B. E. 2497.

第2回 1958年12月5日

(Anouncement of the Revolutionary Party No. 33)

第3回 1960年10月25日

Promotion of Industrial Investment Act B. E. 2503.

第4回 1962年2月9日

Industrial Investment Promotion Act B. E. 2505.

となっている。 以下これらを、それぞれ54年法、 58年布告、60年法、62年法と呼ぶことにする。

1954年に第1回の産業奨励法の出された時期は、タイ国経済にとって戦後の混乱した時代を経て、ようやくにして新しい方向を求めようとする時にあたっていた。

すなわち,1932年以来タイ国政治の中心をしめてきた武官,文官の抗争が,一応武官側の勝利として終わったのが1948年4月の第3次ピブン内閣の成立であるといわれるが,その後かれは国内においては徹底的な共産主義者の弾圧,反ピブン派の一掃を試みると同時に,国際面では1950年の朝鮮動乱後 U.S をはじめとする自由主義諸国との連繫をますます強化した時期であった。こうした政治情勢においてタイ国経済は,1952年頃までは

世界の食料不足による米輸出の堅調にささえられて比較的順調に進んで来たが、1953年にいたって世界的な第1次産品価格の急落により、貿易収支に大幅な赤字を生じるにおよんで、本格的に経済開発に乗り出すこととなった。それには一方、日常茶飯のように行なわれる汚職、絶えまのない政権争い、たいして変わりばえもしない生活などによって、民衆の中に浸み込んだ政活への不信感を一掃しようとするねらいもあったことと思われる。

かくて1952年の工業銀行設立、1953年の経済計画委員会設置、1954年の経済開発公社 (NEDC) 設立、1954年の産業奨励法と矢つぎばやに政策が打ち出されたわけであるが、経済の成熟をともなわないこれらの諸政策は、とうてい効果を発揮すべくもなく、ほとんどその成果をみるにいたらなかった。すなわち、工業銀行は公称資本金5億バーツで、中期および長期の工業資金供与の目的で設立されたが、資本金の払い込みはわずか2000万バーツに終わり、1953年には早くも資金の枯渇をみ、後1959年に産業金融公社(IFCT)として再生するまで、みるべき活動はなかった。

経済開発公社は1954年に名目上は民間会社として、5000万バーツの公認資本をもって設立されたが、そのうち300万バーツが株主によって実際上払い込まれたに過ぎず、株主の大多数は払い込みを済まさないままに、政府機関によって保有された。その結果有能な経営者を有することなく、いたずらに赤字を重ねたことは世銀報告書に指摘されている通りである(注2)。

民間実業家の活動を保護奨励するためにもうけられた産業奨励法にしても表現が混乱しており、申請者には援助を受けるよりもむしろ罰を受けるという印象を与えるものであった(注3)。

したがって54年法は、大して効果をあげること ができなかった。54年法より奨励を受けた企業は わずかに11企業, 登録資本金 (registerd capital) 3 億 6424万5000バーツ、 雇用者数1470人にとどまる。 しかもこれら企業が 工業省と契約を完了するの が、1959年末から60年初頭にかけてであって、こ れからも 54年法がいかに空文化していたか知るこ とができる。 こうした時に、1955年6月のピブン の突然の民主主義宣言は、 国内に大きな波紋を投 げかけ、この後数年間、ピブンの失脚とサリット の登場にいたるまで、 タイ国の政治情勢は不安と 混乱に終始した。 かくて1958年のサリットの革命 によって、かっての54年法はその規定が不じゅう ぶんであり、 必要な手続きの遅滞すること、さら には与えられた便宜が 国内外の民間資本を誘致す るだけじゅうぶんに 魅力的ではないといったこと から廃止され(注4)、立法議会招集までの暫定的措 置として革命団布告 33号をみることになった。そ してこれによって 国内外の民間資本に対する政府 の優遇措置がはっきりと打ち出されることとなっ た。

ついで翌年の4月13日には、その工業化政策の一環として投資委員会 (Bord of Investment) が設置されるが、これによって国内外の民間投資は急増したといわれる $(^{12.5})$ 。

こうして立法議会成立後の1960年には, 第3回 目の産業投資奨励法が公布され^(社6), 産業投資奨 励に法的根拠が与えられた。

今後改正は、60年法により保証される権利と特 典の強化、および手続きの簡略化のふたつを目的 として改正されたものである。

(注2) A Public Development Program for Thailand, "Report of a mission organized by the International Bank for Reconstruction and Development", 1957, p. 90.

以下 I.B.R.D. Report と呼ぶ。

- (注3) 前掲 I.B.R.D. Report, p. 98.
- (注4) Announcement of the Revolutionary Party の序文。
- (注5) "Thailand Drive for Industrialization", Far Eastern Economic Review, 1960. 7. 28.

(注6) 58 年布告の 60 年法による改正点については,アジア経済研究所,『タイの金融事情』, 1962, 203 ページ参照。

Ⅱ 主要な改正点

改正法は全部で37条から成っているが、このうち18条から24条にいたる条項がとくに奨励産業に対する保護規定として重要である。

62年法により改正をみた主要点を述べるに先立 ち,まず新法・旧法を通じて変わっていない諸点 をあげておこう(^{は7})。

- (1) 奨励産業は次の保障を与えられている。
 - (イ) 国家は奨励産業と競合するいかなる産業も 起こさない (18条1項)。
 - (ロ) 国家はいかなる民間産業をも国有化しない (18条2項)。

(2) 土地所有について

奨励産業がタイ国において登記された株式会社 もしくは法律にもとずく商社の場合, 産業活動を 営むために委員会の適当と認める範囲まで, 他の 法律の制限を越えて土地の所有を認める(19条1 項)。

(3) 移民について

奨励産業は外国人の 熟練労働者や専門家を配遇者を含めて、委員会の適当と認める人数および期間内で、移民法に認める範囲を越えて招聘することができる(19条6項)。

(4) 生産物の輸出は、国家の安全および経済を損わないかぎりこれを認める(19条7項)。

(5) 特別の権利および特典

これらの権利や特典のほかに、 承認を受けた産業は委員会の認める範囲および 期間内において、 次の特別の権利および 特典を受けることができる。

- (イ) 競争輸入財の輸入制限および禁止 (23条1 項)。
- (中) 競争輸入財の関税率の増加(23条2項)。
- (*) 生産物の輸出税の免除または削減(23条3項)。

さて前節においてすでに今回の改正が、ふたつの目的、すなわち権利および特典の強化と、手続きの簡略化、を持っていることは述べた。まず前者から説明する。

A 権利および特典について

(1) 輸入関税

旧法では輸入関税は、ただ産業活動に必要とされる機械、部分品、附属品の輸入に限られていて、工場建設過程で必要とされる道具や工具、工場建設資材は含まれていなかった。新法では品質・価格ともに同様な物資が国内でじゅうぶんに調達されなければ、これらすべての物品に対する輸入関税は免除される(19条2項)。

原材料に対する輸入関税の完全免除 もしくは一部免除の判断および免除期間の決定は、 旧法では 委員会によってなされたが、 新法ではこれに対する新しい規定をもうけた。

すなわち、すべての産業を国民経済にしめる重要性にしたがって A, B, Cの3つのグループに分け、各グループに属する産業には次のような権利が与えられる(5条1項,2項,3項)。

- (A) 5 年間にわたって、 輸入関税および営業税 の 100 パーセント免除。
- (B) 5年間にわたって、輸入関税および営業税

の50パーセントの免除。

(C) 5年間にわたって、輸入関税および営業税の3分の1をこえない額の免除。これについても、国内で品質・価格とも同様なものがじゅうぶん得られない場合という条件が付いている(20条、21条、22条)。

そして、これら 3 つのグループにはそれぞれ 38, 18, 63の諸産業が分類されている(28)。注目すべきことは、旧法では、これに関する営業税の免除規定がまったくなかったことである。ただし、この法律施行後 5 年間は、(A), (B) とも(C) として取り扱われる (24 条) 。

(2) 営業税

旧法では輸入に関する営業税の免除規定はない。新法ではこれに対して、奨励人が生産者であれ、輸入者であれ、上述19条2項に関する物品の事業に関する営業税は免除されることになった(19条3項)。

輸出に関する営業税の免除規定も旧法では見当たらない。新法ではこれに関して、委員会判断により、営業税の一部、もしくは全額の免除が可能となった。免除期間も委員会により決定される(23条4項)。

(3) 所得税の免除期間

旧法では 奨励産業の産業活動から生じる利益に 対する所得税の免除期間は 2年間に定められてい た。新法ではこの期間が5年に延ばされた。 さら に旧法では、 奨励証交付の日から起算して最初の 5年間にこの2年間がある場合にかぎり 所得税は 免除されていた。 したがって、工場建設が遅れれ ば、所得税免除期間は 工場が完成する前に終わっ てしまうという可能性もあった。 新法ではこの矛 循を解決するために 生産物の販売のあった会計期 間から起算することに改めた。 ただしこの所得税 免除は企業拡張の場合には適用されない (19条4項)。

(4) 外貨の送金

旧法では外国からの投下資本 またそれから生じた利益金の場合のみ 外貨での持ち出しおよび外国送金を認めた。

新法ではこの権利を拡げ、外国からの借款またその資本から生じた利益金、借款の利子払い、特許料の支払い等にいたまるで、あらゆる種類の通貨での送金を認めた。ただし国際収支が危機に際しては、Bank of Thailand は、外貨送金の一時停止もしくは制限を要求することができる(19条5項)。

B 手続きの簡略化

(1) 奨励産業のグループ分け

旧法では奨励産業の業種、規模、その他の条件は省令 (Ministerial Regulation) によって定まっていた(注9)。

新法では、すべての産業を(A)、(B)、(C)の3グループに分け((A)、(B)クラスは省令で定めるが)(C)グループに属する産業は首相の承認のもとに 投資委員会の告知によって定められる (前述A-(1)参照)(5条1項、2項、3項)。このため省令で必要とされる内閣の承認、その他の諸々の法律上の手続きが簡略化され、手続きはわずか2~3日以内に終了することが予想される。

(2) 投資委員会委員数の変更

旧法では委員会は13人の職権委員、36人の内閣 任命よりなる49人で構成されていた。新法では、 内閣任命委員を議長を含めて15人を超えない人数 に制限した(6条,7条)。委員会は半数以上の委 員が出席しなければ成立しないが、新法では定足 数が少ないので、委員会は比較的容易に成立する ことが予想される。

(3) 執行委員数の変更

委員会から選ばれる執行委員は 議長を含む9人であったが、これが7人に減らされた(11条)。

(4)・奨励証書の交付

今までは委員会が産業活動の奨励を認めた場合、最終的には内閣の承認を得なければならなかった。新法では、委員会が必要と認めれば内閣の同意なしに委員会議長がただちに奨励証書を交付することができるように改正された(16条)。このような事務手続きの簡略化は、ひとつには時間を短縮して、その間に起こりうる政治的干渉および汚職の機会を無くそうというねらいも含まれている。

(注7) この章は主として次の資料を参考にした。

- 1. The Industrial Investment Promotion Act B. E. 2505.
- 2. 日本輸出入銀行調査部,『海外調査資料』,第29号, 48ページ。
- "Investment Law Simplified", Far Eastern Economic Review, 1962. 4. 5., p. 13.
- 4. Ministerial Information No. 2333, "Thailand's New Law to Promote Industrial Development".
- "Investment in Thailand", Far Eastern Economic Review, 1963. 1. 24, p. 149.

(注8) (A),(B)グループについては省令 (Ministerial Regulation) No. 1 B. E. 2505 として、官報 (Royal Thai Government Gazette) Vol. 79. Part 13, 1962.

グル ープ	No.	業	種	規	模	条	件
(A)	10	トラダ 上製 が 立 て	造お 組み	よりくな	100 台 も少な い能 すこと。	けた様	会で承認を受 機械および装 使用のこと。
(B)	2	造船	業	ッよ な 資	万りな本す 「少投必規	数あいびよ	いけれる いたでは いたは がいた は が は が は が は が は が は が は が は が は が は
(C)	19	電馬	R	あら 模	ゆる規	委員会認され	らよび装置は 会によって れたものが使 れねばならな

2.10 に報ぜられている。その数はそれぞれ38,18。

また(C) グループについては同じく官報 Vol. 79, Part 25. 1962. 3. 13 に投資委員会布告 No. 1として報ぜられている。その数63。その後官報 Vol. 79, Part 69 によって(C) グループは66となった。

これによって、業種、規模、条件が規定されている。 参考までにその1例を前ページ表に示す。

(注9) 60年法の奨励産業のリストは、仏暦2503年 産業投資奨励法、省令第1号により定められている。

Ⅲ 奨励産業の動向

第1表 奨励産業数の推移(1960年末まで)

2 2	58年布告 - 2 16	. 累積合計 2 4
		4
4	8	20 32
4 1	1 16 7 6 6 5	37 39 55 62 68 74 79
	1	80
11	69	80
	1	4 8 4 1 1 16 7 6 6 5

(注) 54年法については工業省と,58年布告については投資委員会との契約を完了したものについてのみ記載した。

(出所) Ministerial Information より作成。利用した資料の Number は節末の(注10)に一括してまとめた。

さて前節で奨励産業がどのような優遇措置を受けるかを明らかにしたので、この節では最近の奨励産業の動きを、主としてMinisterial Informationを利用して紹介することにする(注10)。

(1) まず各奨励法 もしくは布告によって奨励を 受けた奨励産業数の推移についてみよう。

第1表は1960年末までの結果を示したものであるが、既述したように54年法によるものはわずか11企業で、しかも工業省と契約は大部分が59年末にいたるまで行なわれていない。しかるに一方58年布告は59年に入るとただちに効果を発揮しはじめ、60年末には69企業に達し、両者による奨励産業は80企業になった(EII)。

61年以後の推移は第2-A表に示されている。

第2-A表 奨励産業の推移(累積)

	A	承	詡	В	契約完	了
区分	企業数	資本金 (1,000)	雇用者	企業数	資本金 (1,000)	雇用者
年 月日		(パーツ/	(人)	1	\バーツ/	(人)
1961. 6. 6.30	108 128	1,450,367 1,796,167	21,928 35,738	80 96	1,070,067 1,313,467	18,964 20,841
9.30	149	2,109,867	37,580	111	1,343,467	23,146
12.30 1962. 2. 2	158 168	2,170,167	38,902	120	1,361,467	23,867
4.23	176	2,371,867 2,451,117	40,634 41,741	128 131	1,500,167 1,508,667	25,123 25,499
5.31	188	2,506,147	43,133	135	1,514,867	26,482
10. 1 11.27	204 209	2,558,309 2,575,609	43,436 45,119	152 161	1,559,339 1,640,869	27,031 27,880

第2-B表 各法による奨励産業

***************************************	年月日	1961. 6. 8	1962. 4. 23	1962. 5. 31		1962. 11. 27
54 年 法	企 業 数 登録資本金(1,000バーツ) 雇 用 者(人)	363,245 1,470	363,245 1,470	11 363,245 1,470	54 年 法	11 363,245 1,470
58布 年告	企業数 登録資本金(1,000バーツ) 雇用者(人)	69 706,822 17,494	68 682,822 17,374	68 682,822 17,373	58布 年告	65 647,404 16,030
60 年 法	企業数 登録資本金(1,000バーツ) 雇用者(人)	0 0 0	52 462,600 6,655	56 468,800 7,638	60年 62法	85 630,220 10,380
合計	企 業 数 登録資本金(1,000バーツ) 雇 用 者(人)	1,070,067 18,964	131 . 1,508,667 25,499	135 1,514,867 26,482	合 計	161 1,640,869 27,880

(出所) Ministerial Information.

このうち、契約完了のものだけを、各奨励法ご とにとりまとめたのが前ページに掲げた第2-B 表である。

これによると、58年布告による奨励産業は減少し(とくに62年法公布以後) 昨年の11月には65企業となったが、60年法および62年法による奨励産業は急増し、昨年4月末には52企業、11月末には85企業の多きを数えるにいたり、奨励産業は161企業、資本金約16億バーツ強、雇用者2万8000人弱となった。

このレポートでは 当然この 161 の奨励産業を対象とすべきであるが、 資料入手の関係から、主として 4月 23日現在の資料を用いて分析を進めることにした(注12)。

これらの奨励産業は、すべてが新規設立のものというわけではない。拡張部分についても奨励を受けることができるから、同一企業が、新規・拡張・あるいは拡張・拡張と、2度以上にわたって奨励を受けることもありうる。たとえば、前者では、Dhonburi Textile Mills Ltd. が、後者では、The Siam Cement Co., Ltd. がある。

ここでは、一応別企業として数えているので、 実際の企業数は、 132より下廻ることは明らかで ある。新規・拡張による分類を各法ごとに示した ものが第3表である。

第3表からみるかぎり 拡張に対する新規の割合 は漸増している。

第3表 奨励企業の新規・拡張による分類

法	律	新	規	拡	張	計
54 年 58年 60 年	法 布告 法	43	7 6 8		4 3 4	11 69 52
合	計	9	1	4	1	132

(出所) Ministerial Information.

第4表 工場完成の奨励企業 (累積)

医安	A承 認	B 契約 済み	C 工場完成*
1959 1960 1961 1962	149 176	32 80 111 131	0 42(18) 67(24) 79(27)
1963 1964以後 不 明			123 (41) 150 (50) 155

(注) 括孤内は拡張につき奨励を受けたもの。(出所) * Far Eastern Economic Review, 1963. 1.24, p. 150.

これらの奨励産業は、どの程度操業を開始しているのであろうか。今これをプラント完成の時期 別に分類してみると第4表のようになる。

このように、1954年に初めて公布された奨励法は、3回にわたる改正を重ねた結果ようやくその効果を発揮しはじめているが、これら130あまりの奨励企業は、タイ国経済において、いったいどれだけの意味を持つものであろうか。以下の小節において、奨励企業の資本金と雇用者数から、このことを採ってみることにする。

(2) 奨励産業の国民経済にしめる 位置を保とうとする場合に色々のアプローチがあろうが、 いずれにしてもその投資活動 すなわち、投資量と投資の方向が問題となろう。 しかし残念ながら、 奨励産業はまだ歴史が浅く、 その投資活動は詳らかでない。

そこでここでは、まずその企業の活動の基盤であり、同時に制約条件である資本金と雇用者数から将来を予測することにする。

まず資本金についてみよう。

第2-A 表から1企業あたりの資本金を求めると約1000万パーツとなる。奨励は既述したように、新規のみならず、拡張についても認められているので、実際の企業の資本金はあらわしていない。 各法の新規・拡張ごとに資本金による分類を行な

第5表 資本金による分類

(単位: 1,000バーツ)

	資 _{本金}	2,000 以下	2,000 2,000 5,000	1	1	20,001 { 30,000	1	40,000 以上	不明	合計
54年	(2)(4)	<u> </u>	1	1	1	1	_	1	_2	7
58年 告	布{新 拡	7 3	10 11	13 5	6 3	5 —	2	2 1	1	46 23
60年	法{新	15 1	8 6	4 1	1 2	_	_	1	9 3	38 14
合	計{新	22 5	19 18	18 7	8 5	6	2	4 2	$\frac{12}{3}$	91 41
総	計	27	35	25	13	7	2	6	15	132

(注) 新・拡はそれぞれ新規設立および拡張に相当 する。

(出所) Ministerial Information.

ったものが第5表である。各法ごとの目立った特徴は見出せないが、新規・拡張別にみると、拡張 の資本金一増資が新規設立とほぼ同等の大きさを 示していることがわかる。これは既存企業がかな りの高利潤を上げていることを示すものといえよ う。

ところで奨励産業の資本金はタイの国民経済の 規模の内でどれくらいの 大きさをしめるものであ ろうか。 過去数年のタイ国の国民総支出をみると (注13), 1952 年には約320億バーツ, 1957年には約 420 億バーツであるが、このうち国民総支出に対 する粗投資率は12~15%であって、民間投資はそ のうちの約3分の2をしめる。 そして1952年から 1957年にいたる6カ年間の投資額は約194億バー ツ、年平均32億バーツ弱となっている。これはも ちろんあらゆる分野への 投資を含んでいるから, 工業部門への投資は当然これを下回っている。一 万奨励産業の総資本金は15億バーツであるが、こ のうちとくに60年法による最近1年間の総資本金 は4億6000万バーツ、1企業平均900万バーツと なっている。 もちろん奨励産業はすべてが製造工 業ではなく、後に見るように業種は多岐にわたっ ている。またこれら資本金は実際にはまだ払い込

みが終わっていないと思われるし、またたとえ払い込みが完了したところで、それがそのまま投資額となるわけではない。したがって国民所得分析の投資額と直接比較することは無意味であるが、資本金が企業活動の基盤であることを考えれば、今後活動を開始しようとする、あるいは活動を開始している奨励産業が、国民経済の循環のスケールに比して、相当大きいものだということはいえ

第6表 製造工業にける業種別現状 (1957年)

業 種 🛭	3 分	企 業 数	雇 用 数
精 米 二		1,736 4,921 484 1,521 409	130,154 58,459 17,288 12,685 12,470
製 製 製 ン 数 数 数 数 治 数 治 治 数 治 治 治 治 治 治 治 治 治 治	修理	1,336 90 528 810 778	11,982 11,694 7,219 6,931 3,803
製 氷 歳 酸 食	工業 料他	388 143 2,816	3,199 1,946 38,108
合	計	15,960	315,938

(出所) IBRD Reprt. p. 90.

第7表 プラナコン県およびトンブリ県の 製造工業企業数

年	度	1958	1959	1960
タイ <i>ノ</i> 外国ノ	、所 有	1,557 4,148	2,050 4,865	2,233 5,069
合	計	5,705	6,915	7,302

(出所) 国民経済開発審議会,『1960年度経済調査 報告書(タイ語)』,61ページ。

第8表 プラナコン県・トンブリ県の 製造工業従業員数

年	度	1958	1959	1960
子	男 女 供*	33,601 11,336 4,006	38,700 14,215 4,278	41,441 16,426 4,427
合	計	48,943	57,193	62,294

(注) * 何才以下を子供とするかはっきりしない。 (出所) 前掲,『経済調査報告書』,61ページ。 る。

そしてそのことは、雇用者数から分析することによって、より一層はっきりとしてくる。1957年現在の製造工業における企業数と雇用状況は第6表にしめす通りである。

その数1万6000,雇用者数31万6000人である。 ちなみに、最近のプラナコン県およびトンブリ県の状況は第7表と第8表に掲げる通りである。しかしタイの工業は家族労働を用いる中小企業が多く、前掲世銀報告書にも「タイの工業は非常に小規模のものから出発し、しかもなおその総生産量と雇用は比較的小さいものである。上記表の1万5960の工場中、わずかに306または2%が50人以上を雇用する大クラスに属している」と報告している(注14)。

一方, 産業投資奨励法によって奨励を受けた企業はわずか131に過ぎないが,雇用者数は2万5500人であり, 平均従業員は約200人である。今これを詳細に調べたものが第9表である。

第9表 奨励企業の律業員規模による分類

規模(人)	不明	50 以下)	7	ĺ≀	7	}	501 { 1,000	1,001 以上	合計
54 年 法 58年布告 60 年 法	2 4 14	1 11 9	12 12 12	4 14 8	2 11 2	0 8 2	0 0 2	0 5 2	0 4 1	11 69 52
合 計	20	21	26	26	15	10	2	7	5	132

(出所) Ministerial Information より作成。

これによると 50人以下の企業はわずかに21企業 をしめるのみであり、2000 人以上を雇用するもの さえ見受けられる(注15)。 これらの奨励産業は先に 述べたように 拡張部分の奨励を受けた企業も含む から、 実際の 1 企業あたりの従業員数はこれを上回っていることは明らかである。

このように資本金額 および雇用者数からみたこれら奨励産業は、タイ国経済にこれまでにない大

規模な産業であり、 もしこれがフルに活動を開始 すれば、 当国経済に軽視することのできない比重 をしめるものといえよう。

(3) 次に奨励産業の業種についてみることにする。

投資奨励法でいう産業は必ずしも製造工業に限られるものではない(注16)。それは農業牧畜,漁業,運輸, 観光施設等かなり広範囲にわたる業種を含んだものである。第10表は奨励産業を業種別に分類したものであるが, これからもわかるように奨

第10表 奨励産業の業種別分類

年月日	62年6月	62年10月
業 種 I 金 属 工 業 A 鉄 鋼 業 B 自動車組立および部分品 C アルミニューム D その 他(ボルト・ナット)	27(5) 11(4) 5(0) 1(0) 10(1)	30 (8) 13 (6) 6 (1) 1 (0) 10 (1)
II 電 気 工 業	14(2)	16(2)
A 冷 蔵 庫	3(0)	5(0)
B バッテリーおよび電球	7(2)	7(2)
C 電 気 用 品	4(0)	4(0)
III 加工食料品工業	29(9)	34(11)
A 砂 糖	14(5)	14(5)
B 製 粉	7(3)	8(4)
C ミ ル ク	2(1)	4(1)
D そ の 他	6(0)	8(1)
IV 織 物 エ 業	26(12)	29(15)
A 紡 績・紡 織	22(10)	24(12)
B そ の 他(麻袋)	4(2)	5(3)
V 観 光・運 輸	7(2)	10(2)
A ホーテール	7(2)	9(2)
B 海 運	0(0)	1(0)
VI そ の 他	29(11)	36(12)
A セ メ ン ト	4(3)	4(3)
B 陶 器	2(2)	2(2)
C 化 学	4(2)	5(3)
D ココナット繊維	2(0)	2(0)
E 皮	0(0) 2(0) 1(0) 3(0) 0(0)	1(0) 2(0) 1(0) 3(0) 2(0)
J 真 球 養 殖 K 製 ニム 製 品 M 木 材 加 工	1(0) 3(0) 3(2) 4(2)	1(0) 3(0) 3(2) 7(2)
合 計	132(41)	155 (50)

(注) 括狐内は拡張奨励。

(出所) Ministerial Information おびよ前掲 Far Eastern Economic Review, 1963. 1. 24 より。 励産業たることを承認された企業の業種は、多岐 にわたっている。

精糖,製粉(小麦粉,タピオカ粉)紡織の3業種は,第6表からもわかるようにタイ国ではすでにある程度成立している産業であり、ここでもこれら3業種は奨励産業の約3分の1の43(18)企業をしめている。したがって当然のことながらこれらには拡張奨励が多く含まれる結果となっている。

しかしタイの伝統的産業のうちでも製材, 精米 業については, 1件も見受けることができない。

金属工業, 電気工業はタイ国では比較的新しい 業種であり, これらの業種における拡張奨励は新 規設立にくらべて少なくなっている。

金属工業は27(5)企業であるが、これはボルナット、 釘などの部分品工業、自動車などの組み立て工業、圧延、亜鉛引き鉄板、 製鋼を含む鉄鋼業からなっている。

電気工業は14(2)企業であるが、これは、冷蔵庫業、バッテリー、乾電池、およびその他の電気器具から成っている。

その他の業種は29(11)企業であるが、このうち主な業種をひろってみると、セメント工業4(3)、化学工業4(2)があげられる。セメント工業の中には、The Siam Cement Co.、Ltd. の2回にわたる拡張奨励が含まれている。木材加工業というのは、寄木床板、合成樹脂滲透板、竹およびとう細工などである。

このようにタイ国における工業化の方向は伝統的な産業の育成という方向のみならず、金属工業、電気工業、化学工業といった新しい産業への多様化を示唆している。またタイ国産の原材料については、徐々に複雑な加工段階へと進む傾向を、金属、電気等の新業種については、部分品製造とか、組み立て業とかいった技術的にみて比較的に簡単

なところから始まっていることが特徴である。

タイ国は元来石油、石炭、鉄鉱石という重要な 天然資源に恵まれていない。したがって工業化も 国産原料品を主として使用する工業、あるいは国 内で多く需要される 消費物資の製造工業の部門に おける民間投資の促進(注17) がその基本的な方針と されている。第10表でみるかぎり奨励産業の業種 は、一応この基本線に一致しているといってよか ろう。

(4) 最後に奨励産業における 外国資本の影響についてみることにする。

タイ国の工業化も他の後進諸国と同様に戦後進められてきたが、その際外国の資本と技術抜きには考えられなかった。1958年のバンコック・トンブリ地区の製造工業企業数は5702であるが、そのうち約9割が戦後の設立であり、また約7割が外国人によって所有されている。

奨励産業にも、外国資本の影響がいちじるしく 見られる。前記第10表の業種分類にしたがって、

第11表 プラナコン・トンブリ両県の 製造工業(1958年)

1958年	所有	関係	設立	時期
製造工業企業数	外国人	タイ人	戦 前	戦 後
5,702	4,146	1,556	512	5,190

(出所) Board of investment, Brief Information Concerning Investment in Thailand, 1959.

第12表 外国資本を含む奨励産業

業種	分類	企 業 数	外国資本を 含むもの
IIIIIV 公電食織観そ VI	属気 計物 光の 業業業業輸他	27 14 29 26 7 29	14 7 15 13 1
合	計	132	64

(出所) 前掲 Far Eastern Economic Review, 1963. 1. 24 より。 奨励産業のうち 外国資本の参加しているものを示 すと、第12表のようになる。 これより、ホテル業 を例外とすれば、 ほとんどの業種の約半数が、な んらかの形で 外国資本の影響を受けていることが

Ministerial Information から作成した他の資料 によれば、 奨励産業の国籍はタイ(50)、タイ・中 国(42), タイ・その他の国(20), その他外国(6), 不明(14), であって、132企業中68が外国資本の参 加しているものと考えられる。

また外国資本としては 中国系が圧倒的多数をし めている(注18)。 タイ国籍のものであっても、実際 は華僑系資本が支配しているという 可能性も考え られるが、現段階では確かめることはできない。

奨励産業における外国 第13表 投資額(1962年10月)

励産業における 外国資本の参加 はいちじるしい ものがあるが、 さらに見逃して はならないこと

このように奨

投資額(1,000バーツ) 玉 別 72,182 中 玉 53,501 H 本 IJ 力 30,275 ス 20,039 イ ス 12,000 ク 11,250 39,961 そ 他 슴 計 239,208 は、これら奨励

産業が外国資本の参加のみならず、 外国の技術者 および熟練工を多数雇用していることである。

これも業種により 当然若干の差異は認められる が、ほぼ全雇用者の1割弱をしめている。 これは 後進諸国が工業化を促進しようとする際に、 さけ ることのできない結果であろう。

要約と結論

さて今までに産業投資奨励法の 今次改正にいた るまでの経緯ならびに 主な改正点にふれたのち に、この奨励法によって企業活動を開始しようと

している奨励産業の実体についてみてきた。そし て奨励産業が、資本金、雇用者のいずれの面から みても、 現在のタイ国の経済の規模の中で無視す ることのできない比重をしめていること、また奨 励産業が伝統的な業種のみならず、 工業化政策に そって、どんどん新しい業種に拡がっている事実 を観察した。

すなわち, 奨励産業は製造工業部門における規 模の拡大化と多様化を示唆している。 これによる 雇用と所得の増大、またそれによる需要の増加 は、国内の未利用資源の活用、 潜在力の顕現化と あいまって、 タイ国の志向する国内需要にささえ られ、国内資源の利用による工業化(それは必然的 に軽工業化を意味しよう)の可能性を持つものであろ う。

しかし結晶だねは 未飽和の溶液に入れられても 結晶を生じることができないように、 経済の成長 はひとり工業化のための民間投資助成によって な しとげることはできない。 他部門の整備充実は欠 くことのできない要素であるが、 それ以上にここ でタイ国経済にとってとくに 見落せない重要な問 題は、今後奨励産業がどのような活動を営んで行 くかということと同時に、 国内の資本蓄積の不足 が、外国資本(とくに中国の)と技術の流入をまね くことを防ぎえないという 結果を生んでいること である。これは国内に蓄積されるべき資本の逃避 の可能性をはらんでいるといってもよかろう。 し たがって 資本技術の自由な流出入を保証している 産業投資奨励法は、 経済自立への道を示すもので あると同時に 経済的従属におちいる危険性をはら んでいるのではあるまいか。

(注10) 本節で使用した Ministerial Information は 次の通りである。

Ministerial Information, Bangkok secretary office, No. 2045, No. 2073, No. 2097, No. 2163,

No. 2164, No. 2183, No. 2214, No. 2223,

No. 2269, No. 2273, No. 2316, No. 2344,

No. 2364, No. 2382, No. 2402, No. 2408,

No. 2427, No. 2507, No. 2538

(注11) 奨励を受けようとする企業は、次の順序を ふまなければならない。

(1)申請一(2)承認一(3)契約書への署名もしくは奨励証 書の交付一(4)工場完成,第4表参照。

今までのところ, (2)から(3)までおよそ半年の月日を 必要としている。((3)から(4)は新規・拡張あるいは規 模により不確定である)したがって(2)に関する統計資 料は(3)のそれよりも約半年の先行数値として用いるこ とができる。しかし資料上の制約とその正確度、さら には(3)の段階の企業といえども実際の活動開始が相当 遅れるという諸事情を考えるなら、(3)の段階の企業に ついてのみ考察しても、当面の問題にはじゅうぶん過 ぎると思われる。したがって以下,契約完了もしくは証 書発行済みの企業を奨励産業として分析を進める。

(注12) 4月23日現在の奨励産業数131はであるが, 58年布告によるものを69のまま用いているので、奨励 産業の数は 132 企業となる。同様に10月1日現在の奨 励産業は155となっている。

(注13) 前掲 I.B.R.D. Report p. 265 参照。

(注14) 前掲 I.B.R.D. Report, p. 89.

(注15) 産業投資奨励法の適用を受ける企業は一定 規模以上を持つことを要求されている場合があること はすでに述べた。詳細については前掲官報を参照。

(注16) The Industrial Investment Promotion Act B. E. 2505 第4条参照。

(注17) 国民経済開発審議会報告, 『タイ国経済開 発計画』、外務省経済局アジア課、昭和37年、32ページ。

(注18) 資本の持分比率は各企業によって異ってい る。51対49のものもあれば、99対1のものもあるが、 今はすべて同一の範疇に入れた。

(アジア経済研究所調査研究部動向分析室)

マラヤ・シンガポールの経済開発

--- 調査研究報告双書 第29集 -尾 弘編 松 - 第1章 - 経済開発の背景......清 水 川 繁 雄 ——政治的要因·経済的要因·社会的要因—— 第2章 経済開発の特徴......松 尾 弘 総説・第1次5カ年開発計画各説・シンガポールの経済開発・開発計画の特徴―― 第3章 経済開発の進捗状況.....山 岡 喜 久 男 一・第1次5カ年計画進捗状況総説・第1次5カ年計画進捗状況各説・第2次5カ年計 画・第2次5カ年計画をめぐる国会の論戦・シンガポールの4カ年開発計画---第4章 経済開発上の問題点.....松 尾 弘 ―― 問題のとりあげ方・多民族社会と多民族経済の国・マレー人の伝統的社会と「飛躍」 ∴の問題点・マラヤ経済における外国資本と資本流出の問題── 第5章 経済開発における対外関係.....吉 村 泰 明 ――経済開発における対外関係の歴史・経済開発における欧米との関係・経済開発にお ける日本との関係・経済開発における対外政策---第6章 マラヤ鉱産資源開発論.....大 岩 ――序論・マラヤ鉱山業概説・戦後における客観的基礎的条件の変化・長期経済開発計 画と鉱産資源の開発・マラヤ地区鉄鉱石資源開発論・結論-